

○内子町建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領

平成24年 7 月 1 日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、内子町（以下「町」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、簡易型総合評価一般競争入札（簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札（内子町建設工事入札後審査型一般競争入札（平成20年内子町告示第20号）に定める入札後審査型一般競争入札を含む。）をいう。以下同じ。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が、町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この告示において「簡易型総合評価落札方式（施工計画型）」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案及び同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この告示において「簡易型総合評価落札方式（実績確認型）」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の条件をもって評価を行う方式をいう。

4 この告示において「簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）」とは、前項において評価する条件のうち、技術者等の育成以外の要素をもって評価する方式をいう。

5 この告示において「施工体制確認方式」とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、入札

説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、設計金額2億円以上の工事を対象とした入札において実施する。ただし、次に掲げる工事にあつては、この限りでない。

- (1) 在来工法による建築耐震改修工事
- (2) 災害復旧工事
- (3) 技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次表に掲げる工事を対象とした入札において実施する。ただし、設計金額2億円以上の工事のうち、前項各号に規定するものを対象とした入札においても実施することができる。

工事種類別	設計金額
土木一式工事	1億円以上2億円未満
建築一式工事	1億円以上2億円未満
管・水道・電気工事	1億円以上2億円未満
ほ装工事	1億円以上2億円未満
その他	1億円以上2億円未満

3 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）は、次表に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

工事種類別	設計金額
土木一式工事	5,000万円以上1億円未満
建築一式工事	5,000万円以上1億円未満
管・水道・電気工事	5,000万円以上1億円未満
ほ装工事	5,000万円以上1億円未満
その他	5,000万円以上1億円未満

4 前3項に掲げる工事が次に掲げる工事に該当する場合にあつては、前3項

の規定にかかわらず、簡易型総合評価落札方式によらないことができる。

- (1) 設計金額 1 億円以上の災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
- (2) 設計金額 1 億円未満の災害復旧工事
- (3) 簡易型総合評価落札方式によることが適当でないと認められる工事
(学識経験者の意見聴取)

第 4 条 簡易型総合評価一般競争入札を実施するに当たり、当該入札の評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員（以下「委員」という。） 2 人以上の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準の適否に関すること。
- (2) 前項の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。

2 前項第 2 号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員 2 人以上の意見を聴かなければならない。

3 委員の意見聴取等に関する事務については、入札等担当課において処理する。

（評価区分及び評価項目等）

第 5 条 簡易型総合評価落札方式における評価区分は、次に掲げるとおりとし、評価区分ごとの評価項目等は、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）においては、別表第 1 又は別表第 1—1 を標準として、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）においては別表第 2、別表第 2—1、別表第 2—2 又は別表第 2—3 を標準として、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）においては、別表第 3 又は別表第 3—1 を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応

じて評価項目を選択し、又は配点を変更することができるものとする。

- (1) 施工計画について
- (2) 企業の施工能力について
- (3) 配置予定技術者について
- (4) 技術力の継続的な確保について
- (5) 地理的要件について
- (6) 地域貢献度について

2 前項に定めるもののほか、施工体制確認方式における評価項目等は、次に掲げる2つの事項を施工体制確認に係る評価項目（以下「施工体制確認項目」という。）とする。

- (1) 品質確保の実効性
- (2) 施工体制確保の確実性

（総合評価の方法）

第6条 この告示における総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数点第5位以下を切り捨てて小数点第4位止めとする。

評価値＝{基礎点（80点）＋施工体制確認点＋加算点}／入札価格（単位：億円）

2 前項に規定する基礎点は、入札参加資格を満たす場合に80点を与える。

3 第1項に規定する施工体制確認点は、施工体制確認項目ごとに内子町建設工事簡易型総合評価一般競争入札における施工体制確認方式手続要領（平成24年内子町告示第74号。以下「施工体制確認方式手続要領」という。）第3条の資料、第4条の事情聴取及び工事費内訳書等をもとに審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて、満点を10点とし、3段階（優10点／良5点／可0点）で評価を行い、それらの得点の合計とする。

4 第1項に規定する加算点は、次の各号に掲げる算式により導き出された数値とする。この場合において、求められる加算点は、評価区分ごとに小数第

点5位以下を切り捨てて小数点第4位止めとする。

(1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）の場合

加算点＝（入札参加者の施工計画の得点合計／施工計画の配点合計）×10点＋（入札参加者の企業の施工能力の得点合計／企業の施工能力の配点合計）×3点＋（入札参加者の配置予定技術者の得点合計／配置予定技術者の配点合計）×2.5点＋（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点＋（入札参加者の地理的要件の得点合計／地理的要件の配点合計）×1.0点＋（入札参加者の地域貢献度の得点合計／地域貢献度の配点合計）×2点

(2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合

ア 第3条第2項本文に規定する工事を対象とするときの加算点＝（入札参加者の企業の施工能力の得点合計／企業の施工能力の配点合計）×2.5点＋（入札参加者の配置予定技術者の得点合計／配置予定技術者の配点合計）×2.5点＋（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点＋（入札参加者の地理的要件の得点合計／地理的要件の配点合計）×1.5点＋（入札参加者の地域貢献度の得点合計／地域貢献度の配点合計）×2点

イ 第3条第2項ただし書に規定する工事を対象とするときの加算点＝（入札参加者の企業の施工能力の得点合計／企業の施工能力の配点合計）×3点＋（入札参加者の配置予定技術者の得点合計／配置予定技術者の配点合計）×2.5点＋（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点＋（入札参加者の地理的要件の得点合計／地理的要件の配点合計）×1.0点＋（入札参加者の地域貢献度の得点合計／地域貢献度の配点合計）×2点

(3) 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）の場合

加算点＝（入札参加者が自ら評価した各評価項目の得点合計／各評価項目の配点合計）×10点

（簡易型総合評価一般競争入札の公告）

第7条 簡易型総合評価一般競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほ

か、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
 - (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
 - (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
 - (4) その他必要と認める事項
- （総合評価及び施工体制確認に係る資料の提出等）

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価及び施工体制確認に係る資料について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあっては様式第1号から様式第8号までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあっては様式第4号から様式第8号までにより、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）にあっては様式第8号から様式第9号又は様式第9号—1（様式第9号又は様式第9号—1については、入札参加者が自己採点したもの）までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 前項の規定により提出された資料のうち、様式第1号、様式第2号又は様式第3号の内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することがある。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、内子町低入札価格調査要領に規定する低価格入札者（以下「低価格入札者」という。）となった者は、前項に規定する資料に加え、施工体制確認方式手続要領第3条に定める資料を提出しなければならない。
- 4 総合評価に係る資料を入札時に提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 5 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、内子町建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成20年内子町告示第17号）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。

7 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(評価値の疑義照会)

第9条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）又は簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の評価値については、採点后（施工計画型は、施工計画得点以外）、速やかに別添評価値算出表により入札情報公開システム（えひめ電子入札共同システム）に掲載して公表するものとし、入札参加者は、公表された日から起算して2日（内子町の休日を定める条例（平成17年内子町条例第3号）第1条に規定する町の休日を含まない。）以内に前条に規定した資料に基づく自らの評価点（施工体制確認及び施工計画の項目を除く。）について、様式第10号により疑義照会ができるものとする。

2 前項の疑義照会に対し、回答が必要な場合は、様式第11号により速やかに回答するものとし、評価値を修正した場合は、修正した評価値算出表を再度公表し、前項に規定した疑義照会の期間を設けるものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、そのものを落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札候補者として審査を行う順位を決定し、審査の結果、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者にくじを引かせ、立ち会っていない場合又はくじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

(適正な履行の確保)

第11条 簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合又は加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

- (1) 使用するものとしていた建設機械（掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を除く。）を使用しなかった場合
- (2) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合
- (3) 下請に町内業者を1社以上活用するあるいは全ての下請を県内業者とする施工（県内業者が元請として自社施工する場合を含む。）を計画していたが実施できなくなった場合

(調査結果の公表)

第12条 簡易型総合評価一般競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表第1若しくは別表第1—1、別表第2、別表第2—1、別表第2—2若しくは別表第2—3又は別表第3若しくは別表第3—1を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、簡易型総合評価一般競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第13条 簡易型総合評価一般競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、内子町公正入札調査委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、簡易型総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月12日告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年7月6日告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。